<コラム> 港湾施設使用料引下げに向けた動き ~ 「使いやすい港づくり」をめざして~

我が国主要港湾において港湾利用促進協議会等の取組みが行われている が、これら協議会の成果を受けた具体的な施策が実施されている。この中 で、港湾諸料金のうち一定の割合を占めてきた入港料等の港湾施設使用料 金の引下げに向けた取組みが各地の港湾管理者により活発化している。

係留施設利用料については、平成9年5月から主要8大港等において使用 料金を算出する際の基本時間単位を24時間から12時間(一部の港湾におい ては6時間)に変更し、10年8月現在では153港において実施されている。

また、神戸港や名古屋港において、初入港を行う外航船や新規定期航路 の第一船に対する入港料及び係船岸壁使用料の免除措置を実施し、新たな 航路の誘致に努めている。更に、横浜港においては、日曜に着岸し月曜に 荷役を開始した外航コンテナ船に対し、日曜日分の係船岸壁使用料を免除 する措置を実施し、海運企業に対する負担軽減を行っている。

この他、ガントリークレーンの使用料についても、神戸港等において使 用料金を算出する際の基本時間単位の変更(1時間を30分に変更)や、内 貿フィーダー船についての使用料割引が行われており、さらに今後横浜港、 東京港等においても同様に、柔軟な料金設定による使用料の引下げがなさ れる見込みである。

このような港湾諸料金の引下げは現在少なくとも全国7の港湾において 実施若しくは実施に向けた検討がなされており、我が国港湾の国際競争力 の強化や物流コストの削減等による広範な波及効果が期待される。

* 料金引下げへの取組み(検討中を含む)を行っている港湾 東京港、横浜港、川崎港、名古屋港、大阪港、神戸港、博多港